

令和 8 年度
高松市農業委員会臨時総会
議 事 録

令和 8 年 7 月 2 1 日開会

高松市農業委員会

令和 8 年度高松市農業委員会臨時総会議事録

開催日時 令和 8 年 7 月 21 日（火）午後 2 時 20 分開会

開催場所 高松市役所 114 会議室

高松市長

大西 秀人

出席農業委員 23 人

1 番 三笠 輝彦 （会長）

2 番 真鍋 俊二

3 番 佐竹 博巳

4 番 佃 俊子

5 番 太田 政美

6 番 白井 一美

7 番 山田 憲一

8 番 宮井 康富

9 番 岩部 壽夫

10 番 岡田 暁憲

11 番 谷口 勝幸 （会長職務代理者第 1）

13 番 藤田 邦夫

14 番 谷本 隆宏

15 番 松村 祐里

16 番 長尾 俊孝

17 番 河野 明彦

18 番 中田 茂富

19 番 森 吉朝 （会長職務代理者第 2）

20 番 谷上 諭

21 番 川原 勝

22 番 橋田 行子

23 番 谷本 寛昇

24 番 奈良 稔

欠席農業委員 1 人

真鍋 芳治

出席農地利用最適化推進委員 52人

高尾 武臣
片山 久男
松本 剛
藤澤 武
細谷 一雄
橋本 俊一郎
松野 啓三
大谷 光男
牛熊 圭介
脇谷 明彦
平賀 文之
東原 実
稲井 稔
小山 智
時岡 博美
瀧本 繁樹
久保 裕二
五ノ坪 剛
岡 豊志
吉峰 幸夫
河野 憲司
桐本 正明
好井 壽彦
赤松 貞廣
横岡 明則
東原 賢治
和田 知己
中村 裕太郎
橋本 修
鵜川 稔
武下 幸徳
吉井 清志
富本 敬信
川西 裕幸

井上 博文
河野 英樹
河田 薫
植松 寛貴
中西 佳奈
湊 敏好
南原 均
南原 政樹
山下 誠
長門 隆
眞鍋 英一
山地 宏美
阿部 孝雄
植田 光男
新谷美津子
廣瀬 吉俊
松原 茂樹
奈良 一郎

欠席農地利用最適化推進委員 3人

河田 知恵子
谷本 忍
安藤 博紀

農業委員会事務局出席者

事 務 局 長	塚原 雅樹
(農政課長事務取扱)	
農政課長補佐	森 亮介
農政管理係長	山崎 博司
農 地 係 長	溝渕 勝久
主 任 主 事	吉田 優美
会計年度任用職員	宮西 智恵

議事日程

第1 会長及び会長職務代理者の互選について

(農地利用最適化推進委員委嘱状交付式)

第2 議席の指定について

第3 議事録署名委員の指名について

第4 議事

議案第1号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について

報告第1号 農業相談会の開催及び農地の利用状況調査の実施について

塚原事務局長 お待たせいたしました。

現在、農業委員の定数 24 人のうち、23 人の出席をいただいております。

従いまして、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、委員の過半数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしております。

また、新たな任期となって、最初の総会ですので、農地利用最適化推進委員さんの御出席をいただいております。

それでは、令和 8 年度 高松市農業委員会臨時総会を開会いたします。

開会に当たりまして、大西市長から御挨拶がございます。

大西高松市長

(内容省略)

塚原事務局長 ありがとうございました。

御臨席いただきました大西市長様におかれましては、次の公務がございますので、ここで退席されます。

お忙しいところ、誠にありがとうございました。

(大西市長退席)

塚原事務局長 この臨時総会は、委員の任命後、最初に行われる総会でありますので、高松市農業委員会総会会議規則第 6 条第 2 項の規定により、出席委員中の年長の委員が臨時に議長の職務を行うことになっております。会長が決定するまでの間、会の進行につきましては、出席委員中、三笠輝彦委員が、年長の委員でありますので、三笠委員さんに臨時議長を務めていただきたいと思います。

三笠委員さんよろしく願いいたします。

(三笠委員、臨時議長席へ移動)

臨時議長(三笠委員) ただ今、御紹介をいただきました三笠輝彦でございます。

会長が決定するまでの間、私が議事進行役を務めますので、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

本日の臨時総会は、委員の任命後、最初の総会でありますので、まず、委員さんの御紹介から始めさせていただきます。

なお、農地利用最適化推進委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第 17 条において、農業委員会が推進委員を委嘱すると規定されておりますことから、農業委員会会長が決定次第、委嘱状を交付するまでの間、しばらくお待ち願いたいと存じます。

事務局から、順次、御紹介をお願いします。

塚原事務局長 農業委員の皆様方を御紹介いたします。

所属の地区部会、担当地区、氏名を申しあげますので、その場で御起立をお願いします。

氏名を読み終わりましたら御着席願います。

始めに、第 1 地区部会 太田地区 真鍋俊二委員、多肥地区 佐竹博巳委員、一宮地区 佃俊子委員、同じく三笠輝彦委員。

次に、第2地区部会 古高松地区 太田政美委員、庵治地区 白井一美委員。

次に、第3地区部会 川添地区 山田憲一委員、林地区 宮井康富委員、三谷地区 岩部壽夫委員。

次に、第4地区部会 香川地区 岡田暁憲委員、塩江地区 谷口勝幸委員。

次に、第5地区部会 円座地区 藤田邦夫委員、檀紙地区 谷本隆宏委員、弦打地区 松村祐里委員、香南地区 長尾俊孝委員。

次に、第6地区部会 鬼無地区 河野明彦委員、下笠居地区 中田茂富委員、国分寺地区 森吉朝委員、同じく谷上諭委員。

最後に、第7地区部会 川島地区 川原勝委員、同じく橋田行子委員、十河地区 谷本寛昇委員、西植田地区 奈良稔委員。

なお、川岡地区 真鍋芳治委員は本日欠席されております。

以上、24人の御紹介をさせていただきました。

なお、農地利用最適化推進委員の皆様方につきましては、議事日程第1「会長及び会長職務代理者の互選について」の後に委嘱状交付式を行いますので、これをもって御紹介に代えさせていただきますいと存じます。

臨時議長 それでは、議事日程に入らせていただきますが、議事の進行上、仮議席を指定します。仮議席は、ただ今御着席の議席といたします。

まず、日程第1 会長及び会長職務代理者の互選についてを議題といたします。

この件につきましては、どのような方法で選出いたしましょうか。

真鍋委員 議長。

臨時議長 1番——真鍋委員。

真鍋委員 1番の真鍋俊二でございます。

誠にせん越ではございますが、御提案を申しあげたいと思います。

これまで高松市農業委員会におきましては、会長及び会長職務代理者2人の選出について、各地区部会から選考委員を1人ずつ選出して選考委員会を構成し、指名推選により選出しております。今回も、このような方法でいかにかと思いますので、御提案を申しあげます。

臨時議長 ただ今、1番の真鍋俊二委員さんから御提案がございました会長及び会長職務代理者の選出につきましては、各地区部会から選考委員を1人ずつ出して選考委員会を構成し、指名推選により選出するということについて、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長 御異議がないようでありますので、それでは、各地区部会から1人の選考委員を選出していただき、選考委員会をお開き願います。

なお、選考委員会は、113会議室で開催をお願いいたします。

それでは、選考の結果が出るまで、暫時休憩いたします。

（選考委員会 113会議室で協議）

臨時議長 お待たせいたしました。これより会議を再開いたします。

選考結果につきまして、選考委員を代表して、13番の藤田委員さんに御報告をお願いいたします。

藤田委員 13番の藤田でございます。

選考委員を代表しまして、御報告を申し上げます。

選考委員7人で慎重に審議いたしました結果、高松市農業委員会の会長には、4番の三笠輝彦委員さんということで決定いたしました。

また、第1会長職務代理者には、11番の谷口勝幸委員さん、第2会長職務代理者には、19番の森吉朝委員さんをお願いしたいということで決定いたしましたことを御報告いたします。

皆様方の御賛同をいただきたいと思います。

臨時議長 ありがとうございます。ただ今、選考委員さんから御報告がございましたが、これに御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

臨時議長 ありがとうございます。御異議がないようでありますので、会長には、4番の私が、第1会長職務代理者には、11番の谷口勝幸委員さん、第2会長職務代理者には、19番の森吉朝委員さんが、それぞれ決定いたしました。

これにて、私の臨時議長の役は終了させていただきます。御協力、大変ありがとうございます。

塚原事務局長 それでは、会長及び会長職務代理者お二人には、会長席、会長職務代理者席へ、それぞれ移動をお願いいたします。

(会長、会長職務代理者、役員席へ移動)

塚原事務局長 それでは、ただ今選ばれました、会長及び会長職務代理者3人の方を代表して、三笠会長さんから就任の御挨拶をお願いいたします。

三笠会長

(内容省略)

塚原事務局長 ありがとうございます。会長が決まりましたので、ただ今から、農地利用最適化推進委員の委嘱状交付式を行います。

席次の順に、所属の地区部会、担当地区、氏名を申し上げますので、呼ばれた方は、三笠会長の前まで進み、委嘱状をお受け取り願います。

始めに、第1地区部会 鶴尾地区 高尾武臣委員、同じく片山久男委員、太田地区 松本剛委員、仏生山地区 藤澤武委員、多肥地区 細谷一雄委員、同じく橋本俊一郎委員、一宮地区 松野啓三委員、同じく大谷光男委員。

次に、第2地区部会 木太地区 牛熊圭介委員、同じく脇谷明彦委員、古高松地区 平賀文之委員、屋島地区 東原実委員、庵治地区 稲井稔委員、牟礼地区 小山智委員、同じく時岡博美委員。

次に、第3地区部会 前田地区 瀧本繁樹委員、同じく久保裕二委員、川添地区 五ノ坪剛委員、林地区 岡豊志委員、同じく吉峰幸夫委員、三谷地区 河野憲司委員、同じく桐本正明

委員。

次に、第4地区部会 香川地区 好井壽彦委員、同じく赤松貞廣委員、同じく横岡明則委員、同じく東原賢治委員、塩江地区 和田知己委員。

次に、第5地区部会 川岡地区 中村裕太郎委員、円座地区 橋本修委員、檀紙地区 鵜川稔委員、同じく武下幸徳委員、同じく吉井清志委員、弦打地区 富本敬信委員、同じく川西裕幸委員、香南地区 井上博文委員、同じく河野英樹委員、同じく河田薫委員、同じく植松寛貴委員。

次に、第6地区部会 鬼無地区 中西佳奈委員、香西地区 湊敏好委員、下笠居地区 南原均委員、同じく南原政樹委員、同じく山下誠委員、国分寺地区 長門隆委員、同じく眞鍋英一委員、同じく山地宏美委員、同じく阿部孝雄委員。

最後に、第7地区部会 川島地区 植田光男委員、同じく新谷美津子委員、十河地区 廣瀬吉俊委員、同じく松原茂樹委員、西植田地区 奈良一郎委員。

なお、第4地区部会 香川地区 河田知恵子委員、第7地区部会 東植田地区 谷本忍委員及び安藤博紀委員は本日欠席されております。

以上で、農地利用最適化推進委員の委嘱状交付式を終わります。

これ以降の議事進行につきましては、高松市農業委員会総会会議規則第5条第1項の規定に基づき、会長さんが議長を務めることになっております。三笠会長よろしくお願いいたします。

議長（会長） ただ今、事務局から説明がありましたように、会議規則によりまして、これよりの議事運営につきましては、私において進めさせていただきますので、皆様方の御協力のほど、よろしくお願いいたします。

まず、本日、机にお配りいたしております次第に基づき、順次進めさせていただきます。

それでは、日程第2 議席の指定についてを議題といたします。

事務局から説明を求めます。

塚原事務局長 皆様の机にお配りいたしております高松市農業委員会委員名簿は、第1地区から第7地区までの委員さんの氏名などを地区別に作成いたしております。

委員の議席については、高松市農業委員会総会会議規則第6条で、議長が定めるということになっておりまして、従来の考え方によりますと、まず、会長を議席番号1番として、以下、2番は第1地区の眞鍋俊二委員、3番は佐竹委員、4番は佃俊子委員と続き、24番は第7地区の奈良委員ということになります。

議 長 ただ今事務局から御説明を申しあげましたが、このように指定いたします。

（変更を要する議席番号の移動）

議 長 続きまして、日程第3 議事録署名委員の指名についてでございますが、私において2人の方を指名したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 ありがとうございます。それでは、議事録署名委員には、議席番号11番谷口委員さんと、議席番号19番森委員さんのお二人をお願いいたします。

続きまして、日程第4 議事に入ります。

まず、議案第1号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正についてを議題といたします。

事務局から説明を求めます。

森農政課長補佐 議案第1号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について御説明いたします。座って説明させていただきます。

農地等の利用の最適化の推進に関する指針は、農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づき、農業委員会等が、農地等の利用の最適化を推進するため「遊休農地の発生防止・解消」、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「新規参入の促進」などの活動を行うに当たってその指標や推進方法を定めるものでございます。

現行の指針は、3年前の令和5年7月20日の改選時に改正したものでございます。

本指針のなかでは、3年ごとの委員・推進委員の改選時期に検討・見直しを行うものと規定しており、直近の改正から3年を経過した本日、見直しを行おうとするものです。

それでは、始めに、資料1－2、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について（概要）を御覧ください。

今回の改正内容の概要を記載していますので、こちらの資料で説明をさせていただきます。

この資料には、3年前に決定した目標とその実績について、また今回の見直し案を一覧表として記載しています。

まず、最終目標年度ですが、現時点で、高松市の農業振興計画が令和6年3月に策定され、その最終目標年度が13年度とされていることから、本指針の目標年度も同じく、令和13年度とするものです。

次に、検証とその下の見直し案でございますが、現行の指針では、平成27年の農業委員会法の改正で事務の重点化が図られました、農地等の利用の最適化の推進の3つの項目であります、「遊休農地の発生防止・解消」、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「新規参入の促進」について目標を定めており、上段、検証の表にまとめて記載しています。

見直し案については、その下側の表のとおりでございます。

目標ごとに御説明申しあげますので、検証の表と見直し案の表を上から下へと縦に御覧いただきたいと存じます。

まず、表の左側の遊休農地面積につきましては、令和5年3月時点の面積が77ヘクタール、率にして、1.4パーセントでございますが、3年後の遊休農地面積の目標が20ヘクタール、率にして0.4パーセントに対して、実績としては、遊休農地の面積が214ヘクタール、率にして、3.8パーセントと大幅に増加する結果となりました。

この大幅な増加の要因といたしましては、遊休農地の調査方法を令和6年度より紙地図からタブレット端末を用いた現地調査アプリによる調査に変更したことにより、遊休農地を特定する精度が大幅に向上し、遊休農地の発見も大幅に増加したことによるものです。

前回の最終目標は、中段に記載のとおり、令和10年度末に遊休農地を0パーセントとしてお

りますが、これは、活動目標として、目標年度までに0ヘクタールとし、また、新規発生分は年度内に解消する必要がある、最適化活動の年度目標と整合をとるためでございます。

見直し案でございますが、目標年度を13年度に変更し、目標は同じく「0パーセント」とした上で、段階的に進めるため、3年後の遊休農地面積の目標を107ヘクタール、率にして、2パーセントとしています。これは毎年35.7ヘクタールの遊休農地を解消すると達成できますが、その達成には、通常の解消では困難であるため、遊休農地の大規模な基盤整備や非農地判断が求められます。

次に、表の中ほどの列に記載の担い手への集積面積についてでございますが、令和5年3月時点の状況は、集積面積が1,635ヘクタール、集積率は29.5パーセントで、3年後の目標としましては、集積面積が1,815ヘクタール、率にして34パーセントとしていましたが、実績の集積面積は1,645ヘクタール、集積率は30.6パーセントであり、目標に到達できていない結果となりました。

担い手への集積面積が伸び悩んだ要因としましては、令和5年4月の農業経営基盤強化促進法や農地中間管理事業の推進に関する法律の改正により、これまで利用権設定の相対での貸借であった契約が、県農地機構を介した契約に一本化されたことにより、相対契約から作業受委託への一時的な変更や、貸借契約が継続されなかったことによるものと考えられます。

前回の最終目標は、中段に記載のとおり、令和10年度末に40パーセントとしていましたので、見直し案でも13年度末に集積率40パーセントを目標とするものです。

なお、集積率40パーセントにあたる面積は2,068ヘクタールでありますので、毎年70.5ヘクタールの集積が必要となり、改正3年後の目標面積を1,851ヘクタール、集積率を35.4パーセントとしています。

次に、新規参入の促進につきましては、令和13年度を目標年度とする高松市農業振興計画において、認定新規就農者数の目標が設定されていることから、農林水産課と協議しながら、その数値について検討しています。

表の右側に記載の認定新規就農者数については、令和5年3月の状況としては、累計で84経営体ございまして、3年後の目標が、累計で114経営体に対して、実績も同じく、累計で114経営体ございました。

そのため、見直し案としましては、今後においても、緩やかではありますが、認定新規就農者の着実な増加を見込み、年に6経営体程度の確保を目標に令和13年度の目標を累計で150経営体、3年後の目標を累計で132経営体としています。

次に、その他改正のポイントとして、主に2つ記載しております。

まず初めに、冒頭でも申しあげたとおり、令和6年3月に新たに策定された高松市農業振興計画に掲げる内容と整合をとるため、本指針の最終目標年度を13年度に修正しようとするものです。

2点目は、令和4年度から毎年度、公表している「農地利用の最適化の推進状況」の内容と整合をとるため、本指針の目標値及び用語を修正しようとするものです。

なお、今回の指針の改正につきましては、法令の改正による変更はございません。

以上が、指針の改正案についての変更点を御説明申しあげましたが、改正部分を溶け込ませた新たな指針につきましては、資料１－１の改正案を御覧いただきたいと存じます。

改正部分には網掛けや下線を引いていますので、お目通しをお願いいたします。

以上が議案第１号の内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 以上、議案第１号の説明が終わりました。

ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。

よろしいですか。それではお諮りします。

議案第１号は、原案のとおり承認することで御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 ありがとうございます。御異議がないようでありますので、議案第１号は、原案のとおり承認されました。

議案については、以上で終わり、報告事項に移ります。

報告第１号 農業相談会の開催及び農地の利用状況調査の実施についてを一括して議題いたします。

事務局から説明をお願いします。

山崎農政管理係長 報告第１号 ７月の農業相談会の開催と、令和８年度農地の利用状況調査について、お願いとお知らせです。

お手元にお配りしております「農業相談会の開催について」を御覧ください。

農業相談会は、年２回、７月と１２月に実施しております。

お手元の資料は、今回、７月の農業相談会の開催日程です。１５日から３０日まで、地区別にそれぞれ開催します。農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんも、御自身の地区の相談会に出席していただくことになりますので、よろしくお願いします。

続きまして、令和８年度農地の利用状況調査の実施について、のお願いでございます。

まず、お手元にある資料を御確認ください。

- ・令和８年度農地の利用状況調査に係る依頼文
- ・令和８年度農地の利用状況調査実施要領
- ・令和８年度調査地区担当者一覧
- ・現地確認アプリの操作方法について
- ・令和８年度農地の利用状況調査に係るＱ＆Ａ
- ・農地パトロール中に熱中症の症状がみられる場合の対処フロー図になります。

次に、お手元の「農地の利用状況調査実施要領」を御覧ください。

農地の利用状況調査は、農地利用最適化の一環として、市内の全ての農地の利用状況を調査し、この調査結果に基づいて、再生可能な遊休農地と判断された農地については、その所有者へ農地の利用意向調査を実施し、自主的に解消するか、あるいは香川県農地機構への貸付けを行うよう促し、遊休農地の減少をめざすものです。今年度も引き続き実施しますので、お忙し

いところ、また暑い中、御負担をおかけしますが、よろしくお願いします。

1の実施体制につきましては、例年、高松市地域農業再生協議会の地域組織である水田部会と連携を図りながら実施しておりましたが、令和7年6月から熱中症対策が法定化されたため、保険等対策が無い地区水田の調査に対し、猛暑時期における調査を依頼することが困難になりました。

そのため、今年度は、高松市農業委員会のみで行うものとし、農業委員さん、推進委員さんが、担当地区において、貸与しているタブレット端末の現地確認アプリを利用し、現地調査及び結果入力を行っていただくようになります。

例年以上に多大なる御負担をおかけしますが、何卒よろしくお願いします。

2の調査時期につきましては、実施体制の変更に伴い、現地調査を8月1日から10月末までとし、調査期間を1カ月延長いたします。

3の使用するものとしたしましては、タブレット端末に搭載している現地確認アプリ、各委員に担当地区を決めている令和8年度調査地区担当者一覧、参考として令和7年度利用状況調査結果一覧表になります。

4の現地の調査の方法につきまして、昨年度と同様、貸与しているタブレットのeMAFF現地確認アプリを使用して調査いただくようになります。

また、eMAFF現地確認アプリには、農業委員さん、推進委員さんに、調査地区（町名、大字名）を設定しており、当該地区内の全農地が調査対象となります。

また、農業委員さん、推進委員さんの要望により、農業委員会事務局職員と共同で現地調査を行う場合、事務局まで御相談をいただきますようお願いいたします。

また、現地調査は、直接現場に行き、道路からの目視によって行っていただきますようお願いいたします。そして、調査結果を現地確認アプリに入力いただくようになります。

5の遊休農地（荒廃農地）の区分につきまして、遊休農地（荒廃農地）とは、現に耕作の用に供されておらず、また、数年以上草刈り等の管理も行われておらず、通常の農作業では作物の栽培ができなくなっている、次のいずれかに該当する農地をいいます。

2ページをお開きください。

遊休農地（荒廃農地）の区分については、表のとおりになります。

①の遊休農地（荒廃農地）でないものは、現に作付けされている。又は、作付けはされていないが、一年に一回以上は草刈り等の管理がされているものになります。

②の不耕作緑とは、一般農家が保有する農業用機械で草刈り・耕起等を行うことで、農地として再生が可能な程度の荒廃状況の農地になります。

③の不耕作黄とは、草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が必要となる程度の荒廃状況の農地になります。

④再生困難とは、山林化していて、農地に復元することが困難な農地になります。

6の調査対象農地及び現地確認アプリ入力方法につきまして、調査対象農地は、調査区域内の全農地（田、畑）になります。

現地確認アプリの画面において、調査対象筆の枠を「遊休農地の区分」として、不耕作緑は緑、不耕作黄はだいだい、再生困難は赤、耕作中等は黄で表示しています。

また、現地確認アプリにおいて、調査対象筆のうち、不耕作緑、不耕作黄は「未確認」となっているため、現地調査し、「遊休農地の区分」を選択し、「確認済」の入力処理を行ってください。

また、再生困難は既に「確認済」にしています。

ただし、新たに遊休農地（荒廃農地）になったもの、遊休農地（荒廃農地）から作付け等営業再開、草刈り等改善したもの、不耕作黄から不耕作緑になった等変更したものについても同様に入力してください。

なお、現地調査時に、無断転用地を発見した場合、「遊休農地の区分」を「その他」で入力し、「無断転用」の区分に、「無断転用」を入力してください。

4 ページを御覧ください。

7の現地確認アプリの入力方法についてですが、お時間の都合上、割愛させていただきますが、現地確認アプリの操作方法に係る操作説明書を配付しておりますので、御確認ください。

現地確認アプリの操作等説明について、御不明な場合、7月の農業相談会等で改めて説明させていただきたいと思いますので、タブレットを御持参ください。

なお、新任委員の皆様につきましては、臨時総会後の新任委員研修にてご説明いたします。実施要領の説明は、以上になります。

また、調査に係る詳細を別紙Q&Aにまとめましたので、御覧ください。その中で、16番の熱中症になった場合の対応についてですが、「農地パトロール中に熱中症の症状がみられる場合の対処フロー図」を作成しましたので、参考にしてください。また、調査中に熱中症などで病院にかかった場合は、事後でも構いませんので、農業委員会事務局まで御連絡ください。

その他、不明な点があれば、農業委員会事務局に御連絡ください

今年度も猛暑が予想されております。熱中症予防として、実施時間帯を日中から夕方に変更する、パトロール時間を短くする、水分・塩分を定期的に取り、寝不足等少しでも体調が悪い場合は、無理にパトロールを行わない等十分注意いただき、調査いただきますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

報告案件については以上でございます。

議長 事務局からの報告は以上でございます。ただ今の説明に対して、何か質問等がありましたらお願いします。

湊委員 先ほどのタブレットによる農地の診断について、タブレットには農地しか載っていないため、現地データが見にくいので、農地だけではなく道路を入れていただきたい。そうすると自分がいる位置が分かるので、検討していただきたいと思います。部屋の中では綺麗に見えますけど、現地へ持っていくと、光が入って見えませんので、分かりにくいと思いますので御検討をお願いいたします。

山崎農政管理係長 道路等、例えば図面等を重ねていくかどうかは、現地確認アプリを管理し

ている農業会議等に確認したいと思います。また、現地確認アプリで、現在地を表示する方法というのがありますので、農業相談会等の際に、いろいろ御説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。それ以外によろしいでしょうか。それでは、報告事項は終わります。

次に、4その他に移ります。連絡事項がございますので、事務局から説明をお願いします。

塚原事務局長 それでは全国農業新聞の件でございます。

農業員会活動に必要な情報元として、一般社団法人全国農業会議所では、全国農業新聞を発行されております。

本日は、全国農業会議所、新聞業務部の荻原調査役がこちらにお越しいただいておりますので、その活用等についてお話をいただきたいと思います。と存じます。

それでは荻原調査役、よろしくお願いいたします。

一般社団法人全国農業会議所 新聞業務部 荻原調査役

(全国農業新聞購読促進)

議長 ありがとうございます。お手元に資料がございますので、是非この機会に御協力をお願いできればと思います。

山崎農政管理係長 引き続き、事務局からお知らせをさせていただきます。本日、机上配付させていただきました資料等について御説明申しあげます。

冊子類が、農業委員・推進委員活動マニュアルと2026年度農業委員会業務必携、研修テキストとしまして、農業委員会制度・農地法・農地関連法制度が3冊セットになっているものがあると思いますが、本日は、説明する時間がないので、持ち帰って目を通していただいて、今後の農業委員会活動の参考にしていただきたいと思います。

次に、令和8年度農業委員・農地利用最適化推進委員実務研修会の開催についての御案内になります。これは、香川県農業会議が主催で行っております全体研修会でありまして、8月3日、月曜日サンメッセ香川で他の市町と合同で行われます。およそ半日をかけての広い範囲の研修となります。新しく委員になられた方は是非とも参加していただきたいと思います。

また、既に経験のある方でも、是非参加していただければと思います。この研修への出欠につきまして事務局で取りまとめますので、7月の地区部会で地区担当者に出席か欠席か御連絡いただきたいと思います。

次に、公務災害補償制度への加入ですが、高松市農業委員会では、活動中の公務災害への備えとして、毎年加入していただいております。1人千円で全員加入とさせていただいております。手続は、事務局でまとめて行いますので、保険料を7月の地区部会で地区担当にお渡しください。

配付物についての説明は以上になりますので、連絡事項の方を終わらせていただきます。

議長 事務局及び、全国農業会議所からの、全国農業新聞の購読に関するお願い事等々でございました。これらを一括して、御意見等ございましたらお願いします。

高尾委員 全国農業新聞ですが、地域の農政情報を把握するためにも、購読すべきだと思います。

議 長 荻原調査役の御説明にもありましたとおり、全国農業新聞は、地域の特色やイベントだけでなく、国の政策も掲載しているため、購読して活用していただければ、今後の農業委員・最適化推進委員の活動に役立つものです。また、この新聞を購読してもらうためには、農家の人が理解しやすい、分かりやすい言葉を使うなど、表現の仕方を工夫するということも必要になってくるかと思います。

今回、新たに購読を希望される方は、机上に申込書がありますので、よろしくお願いいたします。

他にございませんか。

それでは最後に、閉会の挨拶を会長職務代理者の谷口委員にお願いいたします。

谷口会長職務代理者

(内容省略)

議 長 以上で、令和８年度高松市農業委員会臨時総会の日程は、全て終了いたしました。

特に、選考委員の皆様方には、大変御苦勞をおかけし、誠にありがとうございました。

これから３年間、皆様方の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上で令和８年度高松市農業委員会臨時総会を閉会いたします。

なお、本日は、長時間にわたり、御審議いただきありがとうございました。

午後３時５０分 閉会

会 長

議事録署名委員

委 員

委 員